

東久留米市第 2 次男女平等推進プランの
評価方法について
(答申)

2012 (平成 24) 年 3 月

東久留米市男女平等推進市民会議

【目次】

I	答申	1
II	表1・2	8
III	様式1～3	15

【参考資料】

- 1 諮問文
- 2 東久留米市男女平等推進市民会議条例
- 3 東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿
- 4 東久留米市男女平等推進市民会議検討経過

平成 24 年 3 月 23 日

東久留米市長
馬場 一彦 殿

東久留米市男女平等推進市民会議
会長 山下 泰子

東久留米市第 2 次男女平等推進プランの評価方法について（答申）

平成 23 年 6 月 3 日付 23 東久市生発第 19 号により諮問のありました標記の件について、本会議で審議した結果、別紙の結論に達しましたので答申します。

はじめに

平成23年3月に策定された「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン」(以下「プラン」という。)は、市における男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。男女平等推進市民会議(以下「市民会議」という。)では、プランをより実効性のあるものとするための「プランの評価方法について」平成23年6月3日に市長より諮問を受け、検討を行ってきました。

本答申は、プランの評価方法について、評価基準の明確化を考え方の軸とし、会議を重ね答申としてまとめたものです。

1. 評価の目的

プランは、市民のためのものであり、男女共同参画社会を実現するための施策全体に共通する基本的な考え方を示したものです。地域社会の課題解決や子育て・介護等をすべての人が性別役割分担意識にとらわれることなく平等に責任を担い、行動し、活躍することができる社会をつくるためには、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映される必要があります。また、プランの実効性を高めるためには、行政はもちろん、市民や事業者が自分自身の問題として考え、主体的に行動するとともに、プランの進捗状況について共通認識を持つことが必要不可欠です。

男女共同参画施策は多岐に渡ります。直接的に男女共同参画を目的とした施策だけでなく他の行政計画と重なっている施策もありますが、肝心なのは、その施策が男女共同参画の視点を組み込んで実施されているか否かです。評価をプランの目標や男女共同参画の視点について意識的に考えるきっかけとし、共通のツールとして活用していくことが、市民や職員への男女共同参画意識の浸透につながり、個々の自覚を促すとともに、担当課での事業実施時にも反映されることになると考えます。

これまでの進捗状況評価は、毎年各事業に対して担当課で実績報告及び自己評価を行い、その内容について事業ごとに市民会議で評価を行っていました。しかし、担当課の実績報告や自己評価においては男女共同参画の視点や意識が欠けているかに思える記述が散見され、庁内において意識が十分に浸透していないことが懸念されるものでした。また、実績報告では明確な指標の設定がなく、年度経過も可視化されておらず、自己評価においても評価の指標や基準が不明瞭なため、前年度の文言評価を踏襲する内容となっており、職員への意識啓発につながりにくいものでした。そのため、市民にとっても施策や事業の進捗状況がわかりにくく、施策が目指す方向性が伝わりにくいものとなっていました。

本プランの評価方法では、これまでの問題点を踏まえ、評価基準を明確化することで共通認識を持ち、事業の内容をできる限り数値化することで事業の達成度を可視化する必要があると考えます。

2. 評価者

市では、プランが目指す男女共同参画社会の実現に向けて、その課題の解決を図るため、市長の附属機関として市民会議を条例設置しており、市長の諮問を受けて市民会議がプランの進捗状況について評価します。これは、学識経験者や市民など外部の視点を取り入れることで評価の客観性を高めることにつながります。

3. 評価の頻度と公表

プランの進捗状況を確認するため、評価は毎年度実施し、結果は市民や事業所等に広く公表します。

4. 評価の方法

各施策の進捗状況について「男女共同参画の視点」という共通認識を持ち、明確な基準とした上で、担当課は実績報告を行い、市民会議は評価を行います。

なお、「男女共同参画の視点」については施策ごとに市民会議で設定します。また、男女共同参画施策の全体図を把握し意識啓発につなげるための資料として、プランの体系表(表1)及び担当課別体系表を活用します。さらに、全庁的に取り組む施策については、全課に体系表を配布し、意識啓発に努める必要があると考えます。

ただし、評価の方法は必要に応じて見直しを行うこととします。

① 担当課実績報告について

実績報告票(様式1)に基本目標・目標・施策・事業名を記載しておくことで、体系表と照合しながら事業がどのように男女共同参画社会の形成につながっているかを知り、考えるきっかけとします。また、「男女共同参画の視点」を加味した内容の実績報告を行うことで、改めて認識を深めるとともに、事業を意識的に振り返ることができます。さらに、実績報告を踏まえて主体的に取り組んでいくための課題について考え、改善点を含む次年度への目標を設定することで、次年度事業へ反映させるための一助とします。

数値や男女比率については計画期間中毎年数値を列記することで、進捗状況を確認するひとつの目安とします。なお、数値や男女比率については、担当課と調整の

上設定する必要があります。

② 市民会議評価について

市民会議は、施策単位で課ごとに評価し(表2)、事業の実施状況を把握するとともに、目標ごとの男女共同参画施策の進捗状況を確認します。また、担当課実績報告に対して評価票(様式2)で項目評価と総合評価を行うことで施策の方向性を可視化し、担当課がより具体的に事業に取り組むため、必要に応じて担当課に対してヒアリングを行い、課題等を明確にした上で取り組み方法を共に検討していくべきと考えます。さらに、前年度評価を併記することで、年度経過を確認することができます。

③ 重点施策について

プランでは3つの重点施策を掲げ、6年間の計画期間中重点的に取り組んでいくこととしています。重点施策についても毎年進捗状況評価(様式3)を行います。また、年度ごとに特に重点的に取り組む施策を設定することで、目標達成に向けてさらなる施策の推進をめざすとともに、プランの事業全体から関連する事業を抽出し、必要に応じて担当課へのヒアリングを行いながら、具体的な取り組み内容の検討も含めて進捗状況を確認する必要があります。

○重点施策1

性別にとらわれない生き方や社会への参画の必要性について認識を持つためには、学校や事業所、自治会等市内にあるさまざまな団体と連携して事業を進めていく必要があります。また、市民における人権尊重と男女平等・共同参画の意識づくりのためにも、男女共同参画施策を推進する拠点として男女平等推進センターの充実・強化が欠かせません。

「社会全体において男女が平等であると感じている人の割合」について数値目標を設定し、平成25年度及び平成28年度に「東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査」を実施することで、取り組みの進捗状況を確認するとともに、プラン策定や推進状況の確認及び課題等の検討機関である市民会議と、センターの事業・運営に関する検討機関である東久留米市男女平等推進センター運営協議会(以下「センター運営協議会」という。)が連携し、プランが目指す男女共同参画社会への実現に向けて取り組んでいく必要があります。

また、参考数値として毎年市で行っている施策成果アンケートの結果及び男女平等推進センター事業における参加者アンケートの結果を列記することで、より多くの市民の意識を知ることができると考えます。

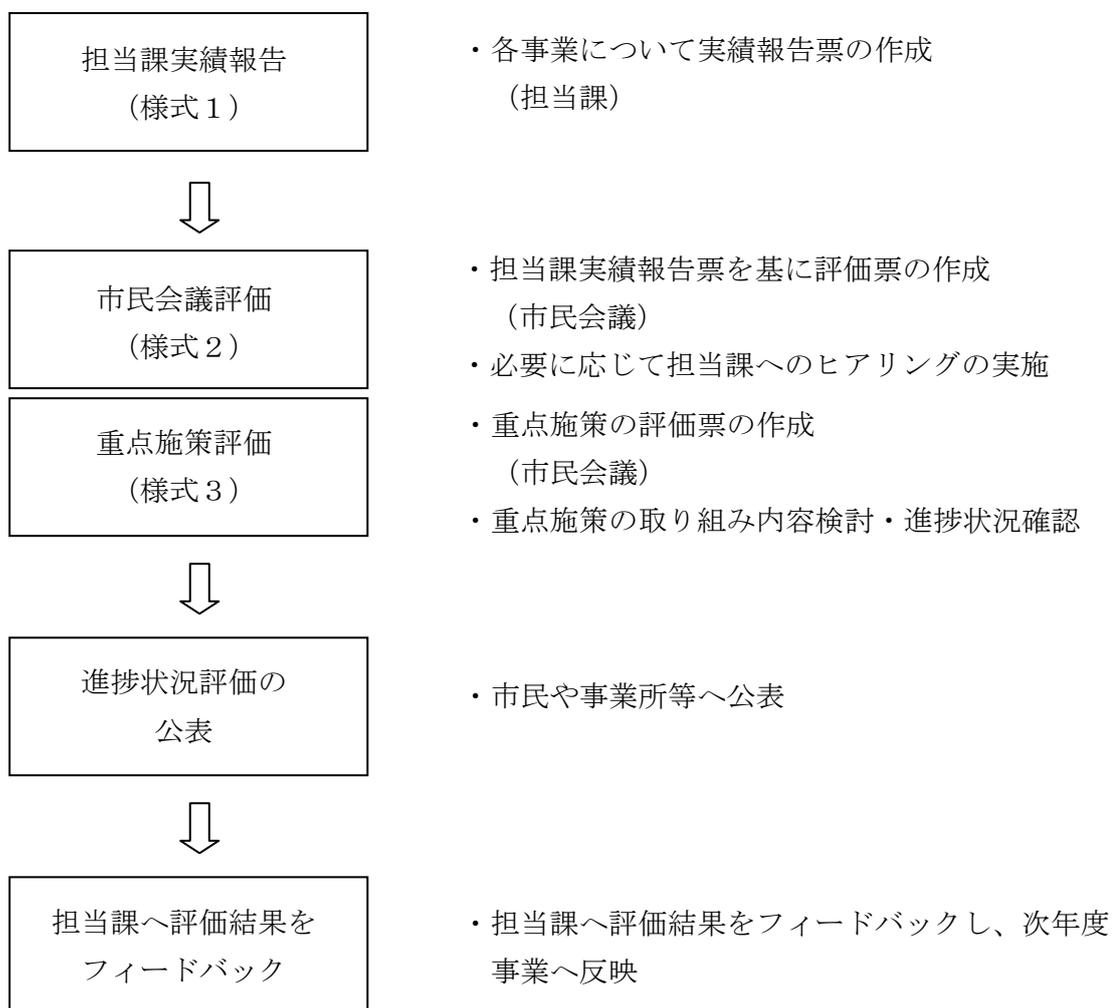
○重点施策 2

働く場における男女共同参画の実現や仕事と家庭の両立には、職場の環境整備が欠かせません。事業所とのつながりを構築し積極的に情報提供等を行うとともに、意識啓発に努め、実効性のある施策を実施するためにも、市民会議、センター運営協議会、市内事業所の連携は不可欠です。従業員が10人以下の事業所が8割近くを占めている市内の現状において、事業主にとって実際にどのような内容であれば施策に賛同し協働していけるのかについて実状を把握し、連携の方法等について検討した上で、取り組みを推進していく必要があります。取り組み内容としては、賛同事業所を募集することで市内事業所等との連携を深め、賛同事業所との話し合いを持つ中で課題や周知・啓発方法を検討していくとともに、事業所における推進活動に向けた情報収集や取り組み等を調査することが必要だと考えます。

○重点施策 3

職員が男女共同参画の意識を持って施策の推進に取り組むことは必要不可欠ですが、今後は市が行うさまざまな意思決定の場において意見の多様性を持たせるためにも、これまであまり取り入れられてこなかった女性の視点を反映させる必要があります。そのため、「市内の女性管理職の割合」について数値目標を設定し、女性の管理職登用を進めることで、男女が共に参画できる環境をつくり、市役所が率先して男女共同参画に取り組み、課題を調査し改善していくことで、モデル事業所としてその実績を市民や事業所等に対して広めていくべきだと考えます。

5. 評価の流れ



II 表 1 · 2

基本目標	目標	施策	事業名	事業通番	担当課					
1 男女共同参画社会の幅広い理解が進み、互いの人権が尊重される社会の実現	1 男女共同参画社会についての幅広い理解の促進	1 男女共同参画社会についての幅広い理解の促進	1 活動の拠点としての男女平等推進センターの運営	1	生活文化課					
			2 啓発資料等の発行及び広報の充実	2	企画調整課	生活文化課				
			3 男女共同参画に関する資料の提供	3	図書館					
		2 若年層に対する男女平等教育の推進		1 発達段階に応じた適切な性教育の推進	4	指導室				
				2 HIV/エイズや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実	5	指導室				
				3 教育課程編成での配慮	6	指導室				
				4 教育に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	7	指導室	子育て支援課	保育課		
				5 保育実施上の配慮	8	保育課				
		3 男女の地位の平等観の醸成についての課題の啓発		1 家庭における男女平等を推進するための啓発	9	生活文化課	生涯学習課			
				2 社会制度・慣行における男女の地位の平等観についての啓発	10	生活文化課				
				3 男女平等を推進するための学習の場及び機会の提供	11	生活文化課	生涯学習課			
				4 メディア・リテラシーの育成	12	生活文化課				
	2 男女共同参画に関する関係法令、条約・国際文書等の周知		1 関係法令の周知	13	生活文化課					
			2 条約、国際文書等の周知	14	生活文化課					
	3 男女の互いの人権の尊重と健康支援	1 配偶者暴力対策基本計画に則った事業の実施		1 暴力の未然防止のための意識啓発の推進	15	生活文化課	指導室			
				2 早期発見のための取り組み	16	生活文化課	関係各課			
				3 相談事業の充実	17	生活文化課	関係各課			
				4 相談体制の整備	18	関係各課				
				5 安全確保のための関係機関との連携	19	生活文化課	関係各課			
				6 情報管理の徹底	20	関係各課				
				7 自立のための支援体制の整備	21	関係各課				
				8 関係機関との連携強化	22	生活文化課				
				9 庁内体制の整備	23	生活文化課	関係各課			
		2 女性の人権を守る相談体制の強化と充実		1 相談体制及び各種相談事業の充実	24	生活文化課	子育て支援課	福祉総務課		
		3 生涯を通じた女性の健康支援			1 妊娠中及び出産後の健康管理の啓発及び相談事業の充実	25	健康課			
		2 各種健康診査及び健康相談事業の充実	26		健康課					
		3 出産・育児に関する情報提供と男性の理解の促進	27		健康課					
	4 生涯を通じた健康の保持増進等のための啓発及び情報提供	28	生活文化課		健康課					

基本 目標	目標	施策	事業名	事業 通番	担当課						
2 仕事と生活が調和し、 男女が共に能力を發揮できる 活力ある社会の実現	4 男女が共にいきいきと働くための環 境整備	1 男女が共に自立した生活を送るための支援	1 男女が共に自立した生活を送るための情報提供及び学習機会の提供	29	生活文化課	生涯学習課					
			2 自立した生活を送るための就労支援の推進	30	福祉総務課						
			3 高齢者が自立した生活を送るための支援	31	介護福祉課						
			4 シルバー人材センターの充実と活用	32	福祉総務課						
			5 障害者に対する就労自立支援	33	障害福祉課						
		2 女性の再チャレンジの支援	1 女性の再就職への支援	34	生活文化課						
			2 女性の起業に関する情報提供及び支援	35	生活文化課						
			3 コミュニティビジネスへの支援	36	生活文化課						
		3 若年層に対する将来のライフコースを展望した 教育の充実	1 将来のライフコースを展望した教育の充実	37	指導室						
			2 若年層を対象とした啓発	38	生活文化課						
		4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の 推進のための啓発	1 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	39	生活文化課						
			2 労働環境・生活改善に向けた情報提供と啓発	40	産業振興課	生活文化課					
	3 両立支援制度や育児休業・育児時間及び介護・看護休業制度の周知と取得に向けた啓発		41	生活文化課							
	5 男女が共に担う子育てと介護への 支援	1 男性の子育て、介護への参画のための意識啓 発と支援	1 男性の家事・育児・介護等への意識啓発及び参画の促進	42	生活文化課	保育課	健康課	図書館	生涯学習課		
			2 消費者活動への男性の参画促進	43	生活文化課						
		2 仕事と子育ての両立のための保育サービスの充 実	1 子育て相談事業のネットワーク化の推進	44	健康課						
			2 子ども家庭支援センターの充実	45	子育て支援課						
			3 地域における子育ての支援	46	子育て支援課	保育課					
			4 保育サービスの充実	47	保育課						
			5 預かり保育の充実	48	保育課	子育て支援課					
			6 ひとり親家庭等の自立のための支援	49	子育て支援課						
			7 外国人母子への子育ての支援	50	健康課						
		3 仕事と介護の両立のための介護サービスの充 実	1 地域包括支援センターの充実	53	介護福祉課						
			2 予防重視の高齢者施策の充実	54	介護福祉課						
			3 要介護者の家族への支援	55	介護福祉課						
			4 介護保険制度の普及と啓発	56	介護福祉課						
			5 在宅サービスの充実	57	介護福祉課						
		6 市内事業所等と一体となった計画 の推進	1 男女共同参画施策への賛同事業所の募集	1 男女共同参画施策への賛同事業所の募集	58	生活文化課	産業振興課				
	2 市内事業所の抱える課題の調査			59	生活文化課	産業振興課					
	3 市内事業所への男女共同参画施策の啓発		1 市内事業所への男女共同参画施策の啓発	60	生活文化課	産業振興課					
			2 関係法令、各種制度の周知と啓発	61	生活文化課	産業振興課					
	4 市内事業所の推進活動への支援		1 推進活動への支援に関する情報提供	62	生活文化課	産業振興課	生涯学習課				
			2 出張講座の実施	63	生活文化課						
5 公共事業調達時の事業所への働きかけ	1 公共事業調達時の事業所への働きかけに向けての検討		64	生活文化課							
	2 事業所との協働事業の推進		65	産業振興課							

基本 目標	目標	施策	事業名	事業 通番	担当課						
3 計画を推進するための体制整備	7 多様で柔軟な考えを持った組織づくり	1 審議会委員等の男女比率の均等化	1 審議会委員等の男女比率の均等化	66	全庁						
			2 委員の公募方式の活用	67	全庁						
		2 地域活動団体における役員等の男女比率の均等化	1 地域活動団体における役員等の男女比率の均等化	68	福祉総務課	生涯学習課	生活文化課				
			2 防災活動への男女共同参画の推進	69	防災防犯課						
			3 自治会における男女共同参画に関する啓発及び情報提供	70	生活文化課	生涯学習課					
			4 地域・社会活動への参画の支援	71	生活文化課	生涯学習課					
		8 市役所内部での女性参画の推進	1 職員への男女共同参画意識の浸透	1 職員研修の充実	72	生活文化課	職員課				
				2 プロジェクトチームへの女性職員の登用促進	73	企画調整課					
	3 女性職員の能力活用に関する管理職研修の実施			74	生活文化課	職員課					
	4 セクシュアル・ハラスメント対策の推進			75	職員課						
	2 仕事と生活の調和のための環境整備		1 仕事と生活の調和のための職場環境の整備	76	職員課						
			2 男女の配置均等化の推進	77	職員課						
			3 育児休業・育児時間及び介護・看護休業制度の普及と取得の促進	78	職員課						
	3 非正規雇用者の待遇改善		1 非正規雇用者の労働条件向上の支援	79	職員課						
			2 職場内研修の充実	80	職員課						
	4 女性管理職登用促進のための環境整備		1 女性職員の管理監督職への登用促進	81	職員課	生活文化課					
	9 計画推進体制の強化		1 庁内推進会議の充実	1 男女共同参画推進のための総合調整機能の強化	82	生活文化課					
				2 男女共同参画推進協議会の充実	83	生活文化課					
			2 プラン推進のための数値目標の設定	1 プラン推進のための数値目標の設定	84	生活文化課					
				1 進捗状況の年次報告の実施	85	生活文化課					
			3 プランの監視体制の充実	1 男女平等推進市民会議の充実	86	生活文化課					
				1 男女平等推進センター機能の充実	87	生活文化課					
		4 男女平等推進センターの充実・強化	2 学習機会の提供の充実	88	生活文化課						
			3 男女共同参画に関する情報収集及び提供の充実	89	生活文化課						
			4 市民・団体の活動への支援	90	生活文化課						
			5 関係機関、各種団体との連携の推進	91	生活文化課						
			6 女性のネットワークづくりの推進	92	生活文化課						
			7 相談事業の充実	93	生活文化課						
5 市民参加による推進体制の充実			1 男女平等推進市民会議の充実	94	生活文化課						
6 国、都、他の自治体、NGOとの連携強化		1 国、都、他の自治体、NGOとの連携強化	95	生活文化課							
7 東久留米市男女共同参画推進条例の検討	1 男女共同参画推進条例(仮称)の検討	96	生活文化課								

東久留米市第2次男女平等推進プラン体系表(市民会議評価)

【表2】

基本目標	目標	施策	評価番号	評価(単位)	事業名	事業通番	
1 男女共同参画社会の幅広い理解が進み、互いの人権が尊重される社会の実現	1 男女共同参画社会についての幅広い理解の促進	1 男女共同参画社会についての幅広い理解の促進	1	生活文化課	1 活動の拠点としての男女平等推進センターの運営	1	
			2		2 啓発資料等の発行及び広報の充実	2	
			3	図書館	3 男女共同参画に関する資料の提供	3	
		2 若年層に対する男女平等教育の推進	4 指導室	1		1 発達段階に応じた適切な性教育の推進	4
				2		2 HIV/エイズや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実	5
				3		3 教育課程編成での配慮	6
				4		4 教育に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	7
				5	子育て支援課	4 教育に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	7
		6 保育課	4		4 教育に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	7	
			5		5 保育実施上の配慮	8	
		3 男女の地位の平等観の醸成についての課題の啓発	7 生活文化課	1		1 家庭における男女平等を推進するための啓発	9
				2		2 社会制度・慣行における男女の地位の平等観についての啓発	10
	3				3 男女平等を推進するための学習の場及び機会の提供	11	
	4				4 メディア・リテラシーの育成	12	
	8 生涯学習課		1		1 家庭における男女平等を推進するための啓発	9	
			3		3 男女平等を推進するための学習の場及び機会の提供	11	
	2 男女共同参画に関する関係法令、条約・国際文書等の周知	1 関係法令の周知	9	生活文化課	1 関係法令の周知	13	
			2 条約、国際文書等の周知	10	生活文化課	1 条約、国際文書等の周知	14
	3 男女の互いの人権の尊重と健康支援	1 配偶者暴力対策基本計画に則った事業の実施	11 生活文化課(関係各課)	1		1 暴力の未然防止のための意識啓発の推進	15
				2		2 早期発見のための取り組み	16
				3		3 相談事業の充実	17
				4		4 相談体制の整備	18
				5		5 安全確保のための関係機関との連携	19
				6		6 情報管理の徹底	20
				7		7 自立のための支援体制の整備	21
				8		8 関係機関との連携強化	22
				9		9 庁内体制の整備	23
		2 女性の人権を守る相談体制の強化と充実	13 生活文化課	1		1 相談体制及び各種相談事業の充実	24
14 子育て支援課				1		1 相談体制及び各種相談事業の充実	24
15 福祉総務課				1		1 相談体制及び各種相談事業の充実	24
3 生涯を通じた女性の健康支援		16 健康課	1		1 妊娠中及び出産後の健康管理の啓発及び相談事業の充実	25	
			2		2 各種健康診査及び健康相談事業の充実	26	
			3		3 出産・育児に関する情報提供と男性の理解の促進	27	
	4			4 生涯を通じた健康の保持増進等のための啓発及び情報提供	28		
17 生活文化課	4		4 生涯を通じた健康の保持増進等のための啓発及び情報提供	28			

東久留米市第2次男女平等推進プラン体系表(市民会議評価)

【表2】

基本目標	目標	施策	評価番号	評価(単位)	事業名	事業通番	
2 仕事と生活が調和し、男女が共に能力を発揮できる活力ある社会の実現	4 男女が共にいきいきと働くための環境整備	1 男女が共に自立した生活を送るための支援	18	生活文化課	1	男女が共に自立した生活を送るための情報提供及び学習機会の提供	29
			19	生涯学習課	1	男女が共に自立した生活を送るための情報提供及び学習機会の提供	29
			20	福祉総務課	2	自立した生活を送るための就労支援の推進	30
					4	シルバー人材センターの充実と活用	32
			21	介護福祉課	3	高齢者が自立した生活を送るための支援	31
		22	障害福祉課	5	障害者に対する就労自立支援	33	
		23	生活文化課	1	女性の再就職への支援	34	
				2	女性の起業に関する情報提供及び支援	35	
				3	コミュニティビジネスへの支援	36	
		24	指導室	1	将来のライフコースを展望した教育の充実	37	
		25	生活文化課	2	若年層を対象とした啓発	38	
		26	生活文化課	1	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	39	
				2	労働環境・生活改善に向けた情報提供と啓発	40	
				3	両立支援制度や育児休業・育児時間及び介護・看護休業制度の周知と取得に向けた啓発	41	
	27	産業振興課	2	労働環境・生活改善に向けた情報提供と啓発	40		
	5 男女が共に担う子育てと介護への支援	1 男性の子育て、介護への参画のための意識啓発と支援	28	生活文化課	1	男性の家事・育児・介護等への意識啓発及び参画の促進	42
					2	消費者活動への男性の参画促進	43
			29	保育課	1	男性の家事・育児・介護等への意識啓発及び参画の促進	42
			30	健康課	1	男性の家事・育児・介護等への意識啓発及び参画の促進	42
			31	図書館	1	男性の家事・育児・介護等への意識啓発及び参画の促進	42
		32	生涯学習課	1	男性の家事・育児・介護等への意識啓発及び参画の促進	42	
		2 仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実	33	健康課	1	子育て相談事業のネットワーク化の推進	44
					7	外国人母子への子育ての支援	50
			34	子育て支援課	2	子ども家庭支援センターの充実	45
					3	地域における子育ての支援	46
					5	預かり保育の充実	48
					6	ひとり親家庭等の自立のための支援	49
		35	保育課	9	学童保育及び児童館の充実	52	
			3	地域における子育ての支援	46		
	3 仕事と介護の両立のための介護サービスの充実	36	介護福祉課	1	地域包括支援センターの充実	53	
				2	予防重視の高齢者施策の充実	54	
				3	要介護者の家族への支援	55	
				4	介護保険制度の普及と啓発	56	
				5	在宅サービスの充実	57	
	6 市内事業所等と一体となった計画の推進	1 男女共同参画施策への賛同事業所の募集	37	生活文化課	1	男女共同参画施策への賛同事業所の募集	58
			38	産業振興課	1	男女共同参画施策への賛同事業所の募集	58
		2 市内事業所の抱える課題の調査	39	生活文化課	1	市内事業所の抱える課題の調査	59
			40	産業振興課	1	市内事業所の抱える課題の調査	59
		3 市内事業所への男女共同参画施策の啓発	41	生活文化課	1	市内事業所への男女共同参画施策の啓発	60
					2	関係法令、各種制度の周知と啓発	61
		42	産業振興課	1	市内事業所への男女共同参画施策の啓発	60	
					2	関係法令、各種制度の周知と啓発	61
		4 市内事業所の推進活動への支援	43	生活文化課	1	推進活動への支援に関する情報提供	62
					2	出張講座の実施	63
			44	産業振興課	1	推進活動への支援に関する情報提供	62
	5 公共事業調達時の事業所への働きかけ	45	生涯学習課	1	推進活動への支援に関する情報提供	62	
		46	生活文化課	1	公共事業調達時の事業所への働きかけに向けての検討	64	
47		産業振興課	2	事業所との協働事業の推進	65		

東久留米市第2次男女平等推進プラン体系表(市民会議評価)

【表2】

基本目標	目標	施策	評価番号	評価(単位)	事業名	事業通番
3 計画を推進するための体制整備	7 多様で柔軟な考えを持った組織づくり	1 審議会委員等の男女比率の均等化	48	全庁	1 審議会委員等の男女比率の均等化	66
					2 委員の公募方式の活用	67
		2 地域活動団体における役員等の男女比率の均等化	49	福祉総務課	1 地域活動団体における役員等の男女比率の均等化	68
			50	生涯学習課	1 地域活動団体における役員等の男女比率の均等化	68
					3 自治会における男女共同参画に関する啓発及び情報提供	70
					4 地域・社会活動への参画の支援	71
			51	生活文化課	1 地域活動団体における役員等の男女比率の均等化	68
			3 自治会における男女共同参画に関する啓発及び情報提供	70		
			4 地域・社会活動への参画の支援	71		
	52	防災防犯課	2 防災活動への男女共同参画の推進	69		
	8 市役所内部での女性参画の推進	1 職員への男女共同参画意識の浸透	53	生活文化課	1 職員研修の充実	72
					3 女性職員の能力活用に関する管理職研修の実施	74
			54	職員課	1 職員研修の充実	72
				3 女性職員の能力活用に関する管理職研修の実施	74	
		55	企画調整課	2 プロジェクトチームへの女性職員の登用促進	73	
		2 仕事と生活の調和のための環境整備	56	職員課	1 仕事と生活の調和のための職場環境の整備	76
					2 男女の配置均等化の推進	77
					3 育児休業・育児時間及び介護・看護休業制度の普及と取得の促進	78
		3 非正規雇用者の待遇改善	57	職員課	1 非正規雇用者の労働条件向上の支援	79
					2 職場内研修の充実	80
		4 女性管理職登用促進のための環境整備	58	職員課	1 女性職員の管理監督職への登用促進	81
			59	生活文化課	1 女性職員の管理監督職への登用促進	81
	9 計画推進体制の強化	1 庁内推進会議の充実	60	生活文化課	1 男女共同参画推進のための総合調整機能の強化	82
					2 男女共同参画推進協議会の充実	83
		2 プラン推進のための数値目標の設定	61	生活文化課	1 プラン推進のための数値目標の設定	84
		3 プランの監視体制の充実	62	生活文化課	1 進捗状況の年次報告の実施	85
					2 男女平等推進市民会議の充実	86
4 男女平等推進センターの充実・強化		63	生活文化課	1 男女平等推進センター機能の充実	87	
				2 学習機会の提供の充実	88	
				3 男女共同参画に関する情報収集及び提供の充実	89	
				4 市民・団体の活動への支援	90	
				5 関係機関、各種団体との連携の推進	91	
6 女性のネットワークづくりの推進	92					
7 相談事業の充実	93					
5 市民参加による推進体制の充実	64	生活文化課	1 男女平等推進市民会議の充実	94		
6 国、都、他の自治体、NGOとの連携強化	65	生活文化課	1 国、都、他の自治体、NGOとの連携強化	95		
7 東久留米市男女共同参画推進条例の検討	66	生活文化課	1 男女共同参画推進条例(仮称)の検討	96		

Ⅲ 様式 1 ~ 3

【様式1】

東久留米市第2次男女平等推進プラン
【実績報告】

事業通番

担当課名

基本目標						
目標						
施策						
事業名						
視点 (報告・評価の視点)	1					
	2					
	3					
実績報告 (a)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 加味した視点 視点1 <input type="checkbox"/> 視点2 <input type="checkbox"/> 視点3 <input type="checkbox"/> </div>					
課題 (b)						
次年度の目標・改善点 (c)						
数値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
男女比率	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
備考：						

担当課			ヒアリング	有・無
基本目標				
目標				
施策				
視点 (報告・評価の視点)	1			
	2			
	3			
事業名				事業通番
				事業通番
項目評価 <input type="checkbox"/>	(a) 実績報告に男女共同参画の視点が配慮されているか			
	(b) 主体的に取り組んでいくための課題が提示されているか			
	(c) 課題を踏まえた改善策や次年度の目標が立てられているか			
総合評価 (提言・提案) <input type="checkbox"/>	(評価理由)			
A 目標に向けて進んだ B 概ね進んだ C あまり進んでいない D 進んでいない	(提言・提案)			

前年度評価				年度
項目評価 <input type="checkbox"/>	(a) 実績報告に男女共同参画の視点が配慮されているか			
	(b) 主体的に取り組んでいくための課題が提示されているか			
	(c) 課題を踏まえた改善策や次年度の目標が立てられているか			
総合評価 (提言・提案) <input type="checkbox"/>	(評価の判定理由)			
A 目標に向けて進んだ B 概ね進んだ C あまり進んでいない D 進んでいない	(提言・提案)			

東久留米市第2次男女平等推進プラン
【重点施策評価】

重点施策1 人権尊重と男女平等の意識づくりのための事業の推進

性別にとらわれない生き方や社会への参画の必要性について認識を持つためにも学校や事業所、自治会等市内にあるさまざまな団体と連携して事業を進めていきます。

【数値目標】

男女の平等観について：「社会全体において男女が平等であると感じている人の割合」

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
男女平等・共同参画に関するアンケート (注1)	平成23年3月 プラン策定 (計画期間:6年間)					(中間目標) 18.0%			(目標) 50.0%
		10.2%	—	—		—	—		
参 考	市民アンケート (注2)	—	39.7%						
	センター講座参加者アンケート (注3)	—	—						

注1) プラン策定のための基礎調査として平成22年度に「東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査」を行った。プラン計画期間の中間年度である平成25年度及び最終年度である平成28年度に同様のアンケート調査を実施する。(平成22年度調査/対象者：無作為抽出の2,000人・回収率38.2%)

注2) 市では毎年施策成果アンケート調査を行っており、平成23年度よりアンケートの「暮らしと人権について」の項目の中で男女の平等観についての質問を追加している。(対象者：無作為抽出の2,000人、毎年4月1日現在/平成23年度回収率50.5%)

注3) 男女平等推進センター事業の参加者に対して毎回アンケート調査を行っているが、平成24年度よりアンケートの項目として男女の平等観についての質問を追加する。

取り組み内容
評価（提言・提案）

重点施策2 男女が共にいきいきと働くための環境整備

働く場における男女共同参画の実現や仕事と家庭の両立には、職場の環境整備が欠かせません。事業所とのつながりを構築し、積極的に情報提供等を行うとともに、意識啓発に努め、実効性のある施策を実施していきます。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標6 市内事業所等と一体となった計画の推進	市内事業所等の把握 及び連携方法等の検討		市内事業所等との連携			

取り組み内容

評価（提言・提案）

重点施策3 市役所内部での女性参画の推進

市役所内部のすべての部署において、職員が男女共同参画の意識を持って施策の推進に取り組み、市が行うさまざまな意思決定の場において意見の多様性を持たせるためにも、女性の管理職登用を進め、男女が共に参画していきます。

【数値目標】

庁内の女性管理職の割合

4月1日現在の数値

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
課長職以上	平成23年3月 プラン策定 (計画期間6年間)			(中間目標) 15.0%			(目標) 25.0%
	6.3%	6.4%					
係長職	平成23年3月 プラン策定 (計画期間6年間)			(中間目標) 33.0%			(目標) 40.0%
	24.0%	30.1%					

取り組み内容

評価（提言・提案）

參考資料

23 東久市生発第 19 号

平成 23 年 6 月 3 日

東久留米市男女平等推進市民会議

会長 山下 泰子 様

東久留米市長 馬 場 一 彦

東久留米市男女平等推進プランについて（諮問）

東久留米市は、平成 23 年 3 月 31 日に男女平等推進市民会議より答申をいただき、計画期間を平成 23 年度～28 年度の 6 年間とした「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第 2 次男女平等推進プラン」（以下、「プラン」）を策定いたしました。

このたび、このプランをより実効性のあるものとするための評価方法の検討及び前プランである「改定版東久留米市男女平等推進プラン」の進捗状況の管理を行うために、東久留米市男女平等推進市民会議条例第 2 条に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 改定版東久留米市男女平等推進プランの進捗状況評価について(平成 22 年度事業)
- 2 東久留米市第 2 次男女平等推進プランの評価方法について

答申期限

- 1 について、平成 23 年 10 月 31 日
- 2 について、平成 24 年 3 月 31 日

東久留米市男女平等推進市民会議条例

平成8年12月25日 条例第23号

改正 平成13年 3月30日 条例第16号

改正 平成14年12月27日 条例第28号

(設置)

第1条 東久留米市男女平等推進プランが目指す男女共同参画社会の実現に向けて、その課題の解決を図るため、市長の附属機関として、東久留米市男女平等推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、報告する。

- (1)東久留米市男女平等推進プランの推進にかかわる事項
- (2)前号のほか、男女共同参画社会の実現のために解決が必要な課題に関する事項

(組織)

第3条 市民会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

- (1)学識経験を有する者 2人以内
- (2)東京都等関係行政機関が推薦する者 2人以内
- (3)市民公募による者 4人以内
- (4)市職員で市長が推薦する者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集する。

- 2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。
- 4 市民会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(部会)

第7条 市民会議は、特定事項又は専門的事項について調査及び検討を行うために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月30日条例第16号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年12月27日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿（第6期）

	区分	役職等・通知先	氏名
	学識経験者	・ 十文字学園女子大学教授	橋本 ヒロ子 H22. 5. 20まで
◎	学識経験者	・ 文京学院大学名誉教授	山下 泰子 H22. 5. 21から
	学識経験者	・ 東久留米市地域産業推進協議会委員 ・ (株)プラスワン・ルネ国際研究所(経営コンサルティング 会社) 代表取締役	渡邊 恭子
	東京都等関係行政機関の推薦	・ 東京都生活文化スポーツ局都民生活部 男女平等参画室長	堀越 弥栄子 H22. 7. 15まで
	東京都等関係行政機関の推薦	・ 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課長	吉村 幸子 H22. 7. 16から
	東京都等関係行政機関の推薦	・ 東久留米市民生委員・児童委員協議会会長	鈴木 久佐子
	公募市民	・ FUJITSUユニバーシティ(人材育成会社) エグゼクティブ・アドバイザー ・ 金沢工業大学客員教授	守屋 朋子
○	公募市民	・ 東久留米市男女平等推進センター運営協議会委員 ・ 所沢市男女共同参画条例 苦情処理専門委員 ・ ヒューマンライツ・アドバイザー	野田 幸雄
	公募市民	・ 前東久留米市コミュニティサイト運営委員会事務局長	梶原 千夏子
	公募市民	・ (株)カバト・パートナーズ(教育・販売コンサルティング 会社) 代表取締役 ・ 浜松大学／東京農業大学講師	斎藤 利之
	市職員	・ 東久留米市子ども家庭部長	鷺池 正人 H23. 3. 31まで
	市職員	・ 東久留米市子ども家庭部長	西川 昌彦 H23. 4. 1から
	市職員	・ 東久留米市教育部長	鹿島 宗男 H23. 3. 31まで
	市職員	・ 東久留米市教育部長	荒島 久人 H23. 4. 1から

* ◎は会長 ○は副会長

* 区分 東久留米市男女平等推進市民会議条例 第3条による

* 任期 平成21年11月12日～平成23年11月11日

東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿（第7期）

	区分	役職等・通知先	氏名
◎	学識経験者	・ 文京学院大学名誉教授	山下 泰子
	学識経験者	・ 東久留米市地域産業推進協議会委員 ・ (株)プラスワン・ルネ国際研究所(経営コンサルティング 会社) 代表取締役	渡邊 恭子
	東京都等関係行政 機関の推薦	・ 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課長	吉村 幸子
	東京都等関係行政 機関の推薦	・ 東久留米市民生委員・児童委員協議会会長	鈴木 久佐子
○	公募市民	・ (株)カバト・パートナーズ(教育・販売コンサルティング 会社) 代表取締役 ・ 浜松大学／東京農業大学講師	斎藤 利之
	公募市民	・ 前東久留米市コミュニティサイト運営委員会事務局長	梶原 千夏子
	公募市民	・ 東久留米市男女平等推進センター運営協議会委員	本田 純
	公募市民	・ 会社員	岩本 ひとみ
	市職員	・ 東久留米市子ども家庭部長	西川 昌彦
	市職員	・ 東久留米市教育部長	荒島 久人

* ◎は会長 ○は副会長

* 区分 東久留米市男女平等推進市民会議条例 第3条による

* 任期 平成23年11月21日～平成25年11月20日

東久留米市男女平等推進市民会議検討経過

●第6期男女平等推進市民会議

回数	開催日	会議内容
第3回男女平等推進市民会議	平成23年10月6日	・第2次男女平等推進プランの評価方法について

●第7期男女平等推進市民会議

回数	開催日	会議内容
第1回男女平等推進市民会議	平成23年11月21日	・委員の委嘱 ・第2次男女平等推進プランの評価方法について
第1回ワーキンググループ会議	平成23年12月12日	・第2次男女平等推進プランの評価方法について
第2回ワーキンググループ会議	平成24年1月16日	・第2次男女平等推進プランの評価方法について
第2回男女平等推進市民会議	平成24年2月6日	・第2次男女平等推進プランの評価方法について